課題

課題1

文化芸術都市としての都市イメージの構築

・現行計画の成果指標「さいたま市を『文化的なまち・芸術のまち』と イメージする市民の割合」は、平成25年度(計画策定時)15.0%→令 和2年度25.0%を目標としていた。しかし、平成30年度は14.1%に落 ちこんでおり、令和2年度の目標達成は難しい状況。

課題2

文化芸術の力を活かした都市づくり

・文化芸術基本法への改正の趣旨を踏まえ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との、有機的な連携が必要。

課題3

東京2020大会までに構築された レガシーの活用

・文化芸術都市としての発展に向けて、文化芸術を通して生み出される レガシーの活用策が必要。

課題4

文化芸術の創造拠点となる施設の拡充

・文化芸術の創造拠点となる施設の拡充や関連施策の充実が必要。

審議会委員の主な意見

- ・「さいたま市次期総合振興計画(案)」の成果指標を採用すればよい
- ・定性的な指標とともに、イベント来場者数などの定量的な指標が あると、市民にも取組の成果が分かりやすい
- ・文化芸術と多様な分野との連携を強化する姿勢を、次期計画において明確にするべき
- ・福祉分野との連携については、障害者文化芸術活動推進法が制定 されたので、施策の充実を検討してほしい
- ・すべての人が、文化権を享受できるよう「多様性」や「社会包摂」 の理念を明確にするべき
- ・本市の文化芸術活動を担う人材が今後も活躍できるような活用策 を検討するべき
- ・国際交流に対する市民意識の向上に資するようなレガシー活用策 を検討するべき
- ・本市の強みである「市民の力」を将来も発揮できるようなレガシー 活用をするべき
- ・創造拠点となる場の拡充が必要
- ・文化芸術を市民に広げるための交流機能の充実が重要
- ・政令指定都市として、美術館やギャラリー等のアートセンターが 必要

次期計画への反映

- ◆ 「成果指標」(第4章 計画の推進に当たって 3.計画の進行管理)
- ・「さいたま市次期総合振興計画(案)」3つの成果指標を採用
- ・次期計画に「個別事業に定量的な指標を設定し、事業の進捗管理をする」旨を記載
- ◆計画における取組
- ・アンケート調査で把握した課題や委員意見を踏まえ、取組等の 見直しや拡充を検討
- ◆施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」を新規追加
- ◆施策4「文化芸術に対する理解や関心の促進」
- ◆施策7「文化芸術活動の場となる施設の充実」
- ・委員意見を踏まえ、次期計画本文を修正・追記
- ◆「施策を実施する上での考え方」 (第4章 計画の推進に当たって 1.施策を実施する上での考え方)
- ・レガシーの活用方針(案)を追記
- ①地域で受け継がれ発展を遂げた文化の革新
- ②文化芸術都市創造を担う人材の活躍の場の創出
- ③国際的な文化芸術事業の継続等により構築された国際交流の 進展及びさいたま文化の発展
- ④文化芸術により活性化したまちの持続的発展
- ◆施策7「文化芸術活動の場となる施設の充実」
- ・市民会館うらわ、市民会館おおみやの新施設整備に伴い、 拠点機能を再分類

現計画:拠点施設=文化センターのみ

 \downarrow

修正案: 拠点施設=文化センター、市民会館うらわ、市民会館おおみや

・不足する機能については、新施設整備の必要性を研究・検討

課題5

文化芸術都市の創造に向けた推進体制の構築

- ・計画の主要な推進主体として位置付けられている(公財)さいたま市 文化振興事業団が、将来、本市の文化芸術に関する総合窓口としての 機能を担えるようにするため、市との連携を一層強化。
- ・(公財) さいたま市文化振興事業団に蓄積されたノウハウを活用し、 事業団の機能強化を図ることが必要。
- ・推進体制の強化のため、アーツカウンシルの導入を検討。

・文化芸術都市創造の推進体制を強化するため、アーツカウンシル のような専門組織の導入が必要 ◆「施策を実施する上での考え方」 (第4章 計画の推進に当たって 1.施策を実施する上での考え方 (4)推進体制の強化)

・アーツカウンシルのような専門組織の導入を目指す

■課題1 文化芸術都市としての都市イメージの構築

1. 成果指標について

【現計画の成果指標】

計画全体の 成果指標 〇さいたま市を「文化的なまち・芸術のまち」とイメージする市民の割合

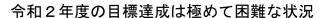
平成 25 年度 15.0%

令和 2 年度 25.0%

(平成25年度さいたま市民意識調査)

【年度ごとの達成状況】

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
15.0%	13.4%	15.9%	14. 2%	16.0%	14.1%	



対応 1

成果指標内容の見直し

修正案<計画全体の総合指標>

※次期総合振興計画の成果指標を採用

- ○文化芸術に<u>親しめるまちであると感じる</u>市民の割合 (「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と答える市民の割合)
- ○文化芸術活動(鑑賞を含む)を行う市民の割合 (過去1年間に1回以上の文化芸術活動(鑑賞を含む)を行った市民の割合)
- ○歴史文化資源に愛着を感じ大切に思う市民の割合
- ※上記の総合指標の下に、個別の計画事業に定量的な成果指標を設定 【定量的な成果指標(例)】

イベント:来場者数、施設:利用率、コンテスト:応募者数、ボランティア:登録者数

対応 2

成果指標の調査方法の見直し

現計画 「本市のイメージは」との設問に対し複数の回答選択肢の一つとして設定

 \downarrow

修正案 「さいたま市は文化芸術に親しめるまちだと思うか」との単独設問に対し、

「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と問う方法に変更

2. 計画における取組について

対応3

計画における取組等の見直し

アンケート調査で把握した課題や委員意見を踏まえ、取組や事業の見直し、拡充を 今後検討

■課題2 文化芸術の力を活かした都市づくり

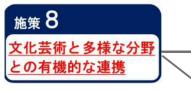
文化芸術基本法 (平成29年6月施行)

文化芸術のそのものの振興に加えて、<u>観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、</u>産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることなどを趣旨として、それまでの「文化芸術振興基本法」から名称を変えて法改正。

対応

次期計画の基本施策に新規施策を追加

【新規】施策8「文化芸術と多様な分野との有機的な連携」



<施策展開>

8-1.多様な分野との連携体制の構築

8-2.多様な分野との連携事業の推進

<参考>本市の他分野における文化芸術資源を活かした事業

分野	事業例
観光	「城下町岩槻歴史散策」(岩槻区役所) 観光関連スポットを巡り、地域の歴史や文化、伝統産業を紹介するまちあるきイベントを 実施。
まち づくり	「見沼田圃の保全・活用・創造事業」(都市局) 自然、歴史、伝統、文化など、見沼田圃にまつわる資源を活用し、農地や緑地の保全·再 生や地域の活性化を図る。
福祉	「障害者文化芸術推進事業」(保健福祉局) 芸術家等を障害者福祉施設等に派遣し、文化芸術に触れる機会を提供。
教育	「アート·イン·スクール」(教育委員会、スポーツ文化局) 美術、音楽、演劇等様々な分野で活躍するアーティストを市立小·中·高·特別支援学校に 派遣し、文化芸術に触れる機会を提供。
産業	「伝統産業活性化事業」(経済局) 「岩槻の人形や」等の伝統産業や伝統産業事業所を、市で認定し、市HPや小冊子での PR、市主催の伝統産業フェア等を実施。

2

■課題3 東京 2020 大会までに構築された文化芸術のレガシーの活用方針(案)について

- 1. 文化オリンピアード※のレガシーに関する現在のコンセプト及び今後の活用方針ついて
- ◆東京 2020 参画プログラムガイドライン Ver. 4. O
 - ・文化オリンピアードのレガシーコンセプト

コンセプト①:日本文化の再認識と継承・発展

コンセプト②:次世代育成と新たな文化芸術の創造

コンセプト③:日本文化の世界への発信と国際交流

コンセプト④:全国展開によるあらゆる人の参加・

交流と地域の活性化





- ・「文化オリンピアード」とは、東京 2020 大会の開催にあたり、実施が義務付けられている文化的な事業のこと。リオ五輪終了後の平成 28 年 9 月からの 4 年間がその実施時期に該当。
- ・「文化オリンピアード」は、大会開催に限定した一過性のものではなく、大会後レガ シーとして継承していくことが求められている。

【参考】 東京2020大会文化オリンピアードの時系列イメージ



- ◆さいたま市「東京2020文化オリンピアード」A&Lプラン <平成29年7月策定> 東京2020参画プログラムのレガシーコンセプトを踏まえ、本市の取組の方向性を示すとともに、 その具体化を目指した計画
 - 本市におけるレガシーコンセプト

コンセプト① ⇒ 地域に根差した文化の継承及び発展

取組例:盆栽特別展・企画展、鉄道ふれあいフェア など

コンセプト② ⇒ 文化芸術都市創造を担う人材の育成

取組例:ジュニアソロコンテスト、国際芸術祭サポーター など

コンセプト③ ⇒ 国際芸術祭の開催を通じた国際交流及びさいたま文化の創造

取組例:国際芸術祭の開催 など

コンセプト④ ⇒ 文化芸術を活かしたまちの活性化

取組例:アーティスト・オン・サイト事業の実施 など

- ◆次期さいたま市文化芸術都市創造計画における位置づけ
- ・本市におけるレガシー活用方針(案)

上記プランの「本市におけるレガシーコンセプト」を発展させた概念を「活用方針」とする

ポリシー① ⇒ 地域で受け継がれ発展を遂げた文化の革新

ポリシー② ⇒ 文化芸術都市創造を担う人材の活躍の場の創出

ポリシー③ ⇒ <u>国際的な文化芸術事業の継続等により構築された</u> 国際交流の進展及びさいたま文化の発展

ポリシー④ ⇒ 文化芸術により活性化したまちの持続的発展

上記方針を、 次期計画「第4章 計画の推進にあたって」 「施策を実施する上での考え方」に追記

■課題4文化施設に不足する機能と拠点施設の再分類方針について(案)

1. 文化施設等の現状

	3	施設名	
分類		位置づけ	旭以石
拠点施設		人材の育成、創造活動を行う市民に対する情報提供、活動に関する相談などを総合的に行う拠点	文化センター
	市民会館	比較的大きなホール機能を備え、市民等の文化芸術	市民会館うらわ 市民会館おおみや 市民会館いわつき
主要施設	プラザ	活動を支えている施設	プラザイースト プラザウエスト プラザノース
	伝統文化施設	伝統文化の普及及び伝承を図ることを目的とする 施設	氷川の杜文化館 恭慶館

2. 文化施設等に不足する機能

不足機能	内容
▼	・専門的な舞台芸術や美術等の作品を <u>創造・発信する機能</u>
発信機能 	・十分な機能を持った展示室を含めた <u>美術館機能</u>
	・多様化する 表現活動への対応
	・舞台芸術や美術等を知るための <u>普及機会の提供</u>
育成機能	・活動の質を高めるための <u>指導・育成の場、支援の提供</u>
	・鑑賞・発表の場と活動の場の <u>つながりのあるホール機能</u>
	・利便性の高い、駅周辺での 練習室・スタジオ機能

【不足する機能への対応方針】

- ・ 市民会館うらわ及び市民会館おおみやの新施設整備による機能向上
- ・ 中長期的な視点をもった文化振興事業団の機能強化(※)
- ・新たな施設整備の必要性についての研究・検討
- ※機能強化:専門的人材の採用、継続的な人材育成、事業実施体制の強化等を行い、 文化芸術に関する総合窓口としての機能を構築すること。

3. 市民会館うらわ及び市民会館おおみやの新施設整備

	整備の方向性			
士日入紋おおろめ	大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業で整備する複合施設へ令			
市民会館おおみや	和4年4月に機能移転			
十日人始ことに	浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業で整備する複合施設へ令和6年度			
市民会館うらわ	中に機能移転予定			

【新施設整備に伴う効果】

- ・駅前に機能移転することによる利便性の向上、文化発信力の強化
- ・多様なホール機能や市民ニーズの高い機能の導入による機能向上
- ・ 立地する地域の特性を活かした、産業、商業等の他分野との連携

4. 市民会館うらわ、市民会館おおみやの新施設整備に伴う拠点機能の再分類

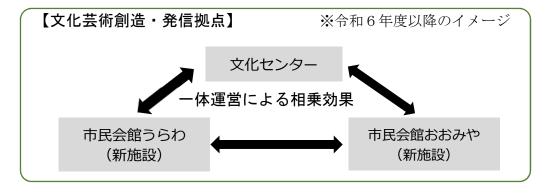
市民会館うらわ、市民会館おおみやについては、新施設の開館を契機に、より質の高い文化芸術の鑑賞や創造の機会を積極的に設け、下記のとおり、文化センターと共に「文化芸術創造・発信拠点」として位置付けます。

【再分類後】

分類 施設名		役割		
	文化センター			
文化芸術創造・ 発信拠点	市民会館うらわ (新施設)	本格的な舞台芸術等の鑑賞・創造、担い手の育 成・交流を行う拠点		
	市民会館おおみや (新施設)	7,7. 2,7		

※ 再分類に基づく運営主体のあり方

文化芸術創造・発信拠点については、施設の特性と機能を最大限に活用し、市及び他の文化芸術創造・発信拠点と密接に連携した質の高い運営に、<u>文化振興事業団が長期的に取り</u> 組んでいくことが望ましい。



4

■課題 5 文化芸術都市の創造に向けた推進体制の強化 「アーツカウンシル設置に向けた方向性」(案)について

1. アーツカウンシルについて

◆アーツカウンシルとは

芸術文化に対する助成を基軸に、政府や 自治体から一定の距離を保ちながら、文化 政策の執行を担う専門機関。日本語では 「芸術評議会」などと訳され、欧米諸国や シンガポール、韓国など、世界各国で設置

発祥の地はイギリス。

されている。

・イギリスのアーツカウンシルの初代会長は、経済学者のケインズ。 ナチス・ドイツが芸術を政治的に利用したことに異を唱え、政府から一定の距離を置く「アームズ・レングス」の法則」を提唱した。

◆日本における展開

・文化庁 「文化芸術の振興に関する基本的 な方針(第3次基本方針)」 ~H23.2.2.8 閣議決定~

重点的に取り組むべき施策

- ○(独法)日本芸術文化振興会 における専門家による審査、 事後評価、調査研究等の機能 を大幅に強化し、諸外国の アーツカウンシルに相当す る新たな仕組みを導入する
 - →平成 23 年度から、同会に 専門家を配置し「日本版 アーツカウンシル」を施行

◆地方公共団体における展開

・文化庁:平成28年度から、アーツカウンシルの設置を検討する地方公共団体を支援するための補助制度を開始

<設置済の自治体>

東京都のほか、政令指定都市では4自治体(横浜市、新潟市、浜松市、大阪市*)に設置 ※大阪市は、大阪府との共同設置

自治体名	組織名	主な取組				
(人口*)		助成	調査研究	自主企画	情報発信	その他の主な取組
横浜市 (約375万人)	アーツコミッション・ ヨコハマ	0	0	0	0	・活動支援・コーディネート・国際交流事業・創造まちづくり支援 等
新潟市 (約80万人)	アーツカウンシル新潟	0	0	0	0	・活動支援 ・政策提言 等
浜松市 (約80万人)	浜松アーツ& クリエイション	0	0	0	0	・クリエイターデータベー スの構築 等
大阪市 (約274万人)	大阪アーツカウンシル	0	0	0	0	・文化事業の評価等

※令和元年12月1日現在の人口。さいたま市は約131万人

2. さいたま市版アーツカウンシルの設置の方向性(案)について

【現行計画】

「推進体制の更なる強化を図るため、アーツカウンシルのような専門組織の 導入などを含む幅広い視点での検討を開始」

<理由>

- ・文化芸術創造都市計画を着実に実行するためには、推進体制の強化が必要
- ・推進体制を強化するためには、高度な知見と豊富な実務経験を持つ人材からなる 専門的組織が必要

【次期計画(案)】

・アーツカウンシルのような専門組織の<u>導入を目指す</u>

【さいたま市版アーツカウンシルの想定機能(案)】

- 補助金審査、事業評価
- ・地域コミュニティにおける相談窓口
- 政策課題の調査研究
- ・パイロット事業や重点事業の企画・立案・実施

他都市の事例等も 踏まえ、今後検討